

「社会教育関係団体による地域パワーアップ事業」委託事業者審査基準

1 目的

この基準は、「社会教育関係団体による地域パワーアップ事業」の委託事業者選定方法及び審査基準を定める。

2 選定手順等

- (1) 提出された申請書について、岡山県教育庁が構成する選定委員会において審議する。
- (2) 選定委員は、提示案ごとに別紙審査基準・審査票で審査し、採点する。

3 評価及び配点

評価点については、下表の審査基準ごとに5段階評価を行い、審査票に記入する。

評価点は、次のとおりとする。

- 5点…「基準を大幅に超えた提案内容」
- 4点…「基準を超える提案内容」
- 3点…「概ね基準と同等の提案内容」
- 2点…「基準を満たすためには、一部改善を要する提案内容」
- 1点…「大幅に改善を要する提案内容」

審査項目	審査基準	配点
1 事業実施の意欲	本県や地域の教育課題の改善に向けた、子どもたちの健全育成や家庭・地域の教育力の向上に資する事業の実施について、意欲を有しているか。	5
2 目標達成のための評価設定	事業の目標達成を測るための評価方法や評価の観点について、十分に検討し設定されているか。	5
3 事業計画	事業計画の内容は優れているか。 (汎用性・先進性・独創性はあるか。)	5
4 予算案	所要経費積算書の内容が適正か。 (公募要領や記入例を踏まえて、詳細に記載されているか。「委託対象経費」に対象外のものが記載されていないか。)	5
合計		20点

4 業者の選定方法

- (1) 審査は、各委員の得点を合計し、総合的に評価を行い選定するものとする。
- (2) 上記による評価において、各委員の合計点数の和である総合計点数が60点以上であること。(委員5名の総合計点数は100点。60点はその60%に当たる。)